

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

安藤建設工業株式会社
宮城県富谷市志戸田北田子沢107番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 9 月 10 日～令和 8 年 12 月 9 日 (3 ヶ月)
東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

3 指名停止理由

安藤建設工業株式会社の元代表取締役が、代表取締役在任中に、安藤建設工業株式会社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第3号イ(贈賄)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 3か月以上9か月以内 当該地域を対象として 2か月以上6か月以内 当該地域を対象として 1か月以上3か月以内